

農計第1965号

平成29年3月28日

各課（所）長 殿

農林水産部長

（公印省略）

地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の試行工事の運用基準
について（通知）

みだしのことについて、別紙のとおり制定し、下記の対象範囲において試行する工事から適用することとしたので通知する。

記

1. 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の試行工事の対象範囲

別紙の運用基準の対象となる工事は、次に掲げる事項を全て満たす工事とする。

- ① 沖縄県農林水産部が所管する土木工事。
- ② 平成29年4月1日以降予算執行伺いを決裁する工事。
- ③ 労働者確保のひっ迫が懸念され、地域外からの労働者確保が必要となる恐れのある地域での工事。
- ④ 土地改良工事積算基準書（土木工事）〔農林水産省〕の共通仮設費、現場管理費に記載されている工種区分を適用しており、別紙において、実績変更対象費の割合が、定められた工種の工事。

なお、別紙に実績変更対象費の割合が記載されていない工種については、工事内容を考慮の上、類似の工種の準用について、発注機関において検討することとする。

- ⑤ 国庫補助事業、交付金事業による工事については、当該運用が国庫補助金、交付金の対象となることを、各事業の主務課において確認されたものに限る。

以上

送付先一覧

農林水産総務課長(工事検査指導班扱い)、農地農村整備課長

北部農林水産振興センター所長(農業水産整備課扱い)、中部農林土木事務所長、

南部農林土木事務所長、宮古農林水産振興センター所長(農林水産整備課扱い)、

八重山農林水産振興センター所長(農林水産整備課扱い)